

二 港湾整備と海上輸送の変化

(一) 橘湾沿岸の港湾開発

橘港は県東部海岸線のほぼ中央に位置する橘湾内にある。海岸線はリアス式海岸で、天然の良港として知られ、古くから貨物船や漁船の中継地として栄えてきた。特に阪神—高知間の航路の中継地として、大阪商船・摂陽商船・土佐商船の船舶が寄港するとともに、那賀川流域・県南地域の旅客・貨物の集散地でもあった。太平洋戦争による経済界の変遷にともない、橘湾も戦中は衰微の状態に陥ったが、戦後に活況を取り戻した。

戦後は県南総合開発地域に指定され、昭和二十五年（一九五〇）から橘港の港湾改修が始まり、接岸施設の改善が進められた。これと平行して幸野地区に工業用地が造成され、昭和三十八年（一九六三）には四国電力（株）が阿南火力発電所を建設して発電を開始した。平成十四年（二〇〇二）現在では、最大出力二二四万五〇〇〇KWの規模となっている。

昭和三十九年一月には背後地域が徳島地区新産業都市に指定され、これを受けて西浜地区の公共埠頭の建設、大潟地区、幸野地区の臨海工業用地の造成を基本構想とする新規港湾計画が同年七月に策定され、昭和四十年四月、重要港湾に指定された。

昭和四十年から西浜地区の公共埠頭の整備が進み、昭和四十二〜四十四年度にかけて幸野地区の工業用地の造成が行われた。工業用地には日本電工（株）が立地し、二万トン級の専用棧橋一バース（碇泊地）を使用して

原材料の輸入を始めた。

昭和五十三年（一九七八）から中浦地区の公共埠頭と緑地の整備に着手、緑地は平成五年度に完成して、東四国国体のホッケー場の使用された。大潟地区では、阿南市が造成した大潟新浜工業団地に企業進出が図られ、平成三年度から公共埠頭の整備に着手し、平成十二年度には二〇〇〇トン級岸壁一バース（耐震強化岸壁）と岸壁一バースが供用開始された。

また、西日本における電力確保とエネルギー源の多様化に対応するため、小勝、後戸地区に橘湾火力発電所（出力二八〇万KW）の立地が決定し、平成七年二月から電源開発（株）と四国電力が敷地造成工事に着手、同十二年十二月に全面運転を開始した。

さらに、石炭火力発電所に隣接した区域において、橘湾の自然と石炭火電立地の長所を生かして、物流の場と人々の交流機能を生み出す複合的な港湾空間を生み出すため、小勝、後戸地区公共用地の整備を進めている。（口絵参照）

(二) 富岡港整備と外国船入港

富岡港は桑野川の河口に位置し、藩政期以降、中島港とともに那賀川流域の生産物、特に木頭林業地帯の林産物を阪神方面に積

第四節 交通・通信・郵政

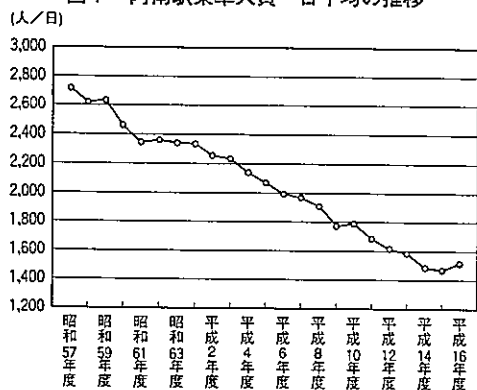
第三章 阿南市の第三次産業——商業・交通・通信・郵政——

表3 平成16年度までの「阿南駅乗車人員（一日平均）」の推移 (単位：人/日)

| | 合計乗車人員 | 普通乗車人員 | 定期乗車人員 |
|--------|--------|--------|--------|
| 昭和40年度 | 3,832 | 909 | 2,923 |
| 45年度 | 3,096 | 1,001 | 2,095 |
| 50年度 | 3,652 | 1,760 | 1,892 |
| 55年度 | 3,078 | 1,380 | 1,698 |
| 57年度 | 2,725 | 1,204 | 1,521 |
| 58年度 | 2,622 | 1,157 | 1,465 |
| 59年度 | 2,629 | 1,249 | 1,380 |
| 60年度 | 2,462 | 1,177 | 1,285 |
| 61年度 | 2,347 | 1,113 | 1,234 |
| 62年度 | 2,364 | 1,080 | 1,284 |
| 63年度 | 2,344 | 1,107 | 1,237 |
| 平成元年度 | 2,343 | 1,095 | 1,248 |
| 2年度 | 2,259 | 1,068 | 1,191 |
| 3年度 | 2,227 | 1,058 | 1,189 |
| 4年度 | 2,143 | 1,038 | 1,107 |
| 5年度 | 2,072 | 974 | 1,098 |
| 6年度 | 1,994 | 894 | 1,100 |
| 7年度 | 1,977 | 872 | 1,105 |
| 8年度 | 1,909 | 845 | 1,064 |
| 9年度 | 1,776 | 767 | 1,009 |
| 10年度 | 1,790 | 796 | 994 |
| 11年度 | 1,683 | 729 | 954 |
| 12年度 | 1,616 | 648 | 968 |
| 13年度 | 1,583 | 609 | 974 |
| 14年度 | 1,478 | 567 | 911 |
| 15年度 | 1,467 | 547 | 920 |
| 16年度 | 1,518 | 544 | 974 |

※この数値は発売枚数をもとに算出したものです。
 ※乗降人数は、この数値を倍にした人数です。

図1 阿南駅乗車人員一日平均の推移



(阿南駅提供)

出発、準急、急行の倍増、観光客誘致などで赤字を減らそうとしたが効果がなかった。その後の国鉄の斜陽化はとどまらなかつた。大輸送改善は四国の国鉄が打ち上げた最後の火花に終わった。

(三) JR四国誕生へ

国鉄は昭和二十四年、公共企業体として再発足した時から矛盾を抱えていた。政府の強い監督下におかれたため、経営主体の当事者能力を発揮できないまま、独立採算制をとらねばならないという大きな矛盾があった。昭和三十年以降は、さらに赤字を累積させながらも、政府から十分な資金援助が得られないまま、外部資金を導入し、高度成長経済下の輸送需要にこたえていった。しかし、四十年初めからのモータリゼーションの急激な進行、民間航空の発展によって、旅客の国鉄離れも急速に進んでいった。また、貨物輸送がトラック運送、宅配業、引越し業にシェアを奪われていった。

牟岐線の無人駅、委託駅 危機を克服するため、赤字路線のバス転換、客の少ない駅の無人駅化、民間委託化が実施された。徳島では鍛冶屋原線がバスに転換され、高德・土讃・鳴門線などに無人駅、民間委託駅が誕生した。牟岐線では四十七年（一九七二）十月に実施された。阿南市では市内の六駅のうち阿南駅を除き、見能林・橋・桑野・新野・福井の五駅が無人駅または民間委託駅となった。

経営危機救済のため昭和五十五年には「国鉄再建法」が制定され、これによって職員削減、赤字路線の廃止などが実施され、徳島では小松島線が曲折の末、六十二年（一九八七）に廃止された。

阿南駅の変遷 阿南市富岡町にある阿南駅は、一日の乗降客約三〇〇〇人（平成十五年現在）という牟岐

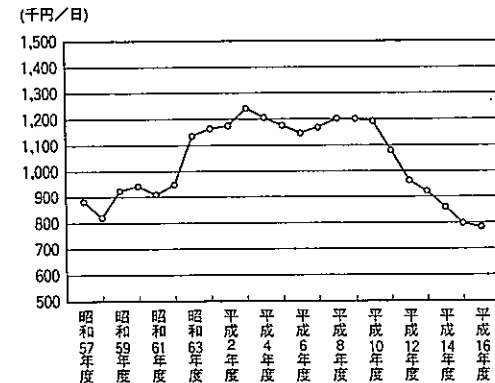
第三章 阿南市の第三次産業——商業・交通・通信・郵政——

表4 平成16年度までの「阿南駅取扱収入（一日平均）」の推移（単位：千円/日）

| | 取扱収入 | うち普通 | うち通勤定期 | うち通学定期 |
|--------|-------|-------|--------|--------|
| 昭和57年度 | 889 | | | |
| 58年度 | 823 | | | |
| 59年度 | 923 | | | |
| 60年度 | 939 | | | |
| 61年度 | 904 | | | |
| 62年度 | 943 | 714 | 108 | 121 |
| 63年度 | 1,130 | 906 | 102 | 121 |
| 平成元年度 | 1,159 | 946 | 95 | 118 |
| 2年度 | 1,172 | 958 | 97 | 117 |
| 3年度 | 1,238 | 1,004 | 103 | 131 |
| 4年度 | 1,201 | 974 | 101 | 126 |
| 5年度 | 1,180 | 948 | 94 | 138 |
| 6年度 | 1,147 | 927 | 78 | 143 |
| 7年度 | 1,173 | 945 | 76 | 153 |
| 8年度 | 1,200 | 941 | 90 | 168 |
| 9年度 | 1,200 | 972 | 86 | 141 |
| 10年度 | 1,193 | 966 | 83 | 142 |
| 11年度 | 1,082 | 859 | 81 | 143 |
| 12年度 | 960 | 728 | 85 | 147 |
| 13年度 | 920 | 679 | 88 | 153 |
| 14年度 | 856 | 633 | 77 | 147 |
| 15年度 | 799 | 578 | 79 | 143 |
| 16年度 | 779 | 535 | 82 | 162 |

※この数値は発売枚数をもとに算出したものです。

図2 阿南駅取扱収入（一日平均）の推移



(阿南駅提供)

線最大の駅で、牟岐線唯一の貨物取扱駅である。阿南の交通の核となっている。(表3・4、図1・2) 昭和十一年(一九三六)三月二十七日、羽ノ浦―桑野間に鉄道が開通した時、「阿波富岡駅」として発足、同四十二年十一月に「阿南駅」と改称した。四十七年の牟岐線営業体制の近代化によって羽ノ浦―海部駅間の無人駅をふくむ各駅を指導、管理することとなり、旅行センターも設置された。

老朽化していた駅舎(木造平屋建て約五〇平方メートル)は平成三年四月に総工費四〇〇万円で全面改築された。屋根も、待合室も明るくモダンになった。別棟となった旅行センターでは窓口のオンラインで結び、全国各線の列車指定券も買えるようになった。

国鉄・分割民営化 昭和六十二年(一九八七)四月一日、国鉄は一一四年余の歴史を閉じ、分割・民営化された。その結果、同日、北海道・東日本・東海・西日本・四国・九州の六旅客鉄道株式会社をはじめ、全国を一本化した日本貨物鉄道会社など、十一の新法人と国鉄精算事業団が発足した。これで徳島県内の鉄道も「四国旅客鉄道株式会社」(JR四国)となった。

分割・民営化は、第二次臨時行政調査会(会長・土光敏夫、元経団連会長)の答申を受けた中曽根康弘内閣が、行政改革の目玉として強力に推進、実現したものであった。「戦後の総決算」という名目の下に、国鉄の大改革が行われた。

(四) 悲願の阿佐東線

平成四年(一九九二)三月、海部郡海部町と高知県安芸郡東洋町を結ぶ第三セクター鉄道・阿佐海岸鉄道が開通した。レールの長さはわずか八・五キロメートルなのに、着工以来二十七年、構想から数えると実に七〇年の歳

第三章 阿南市の第三次産業——商業・交通・通信・郵政——

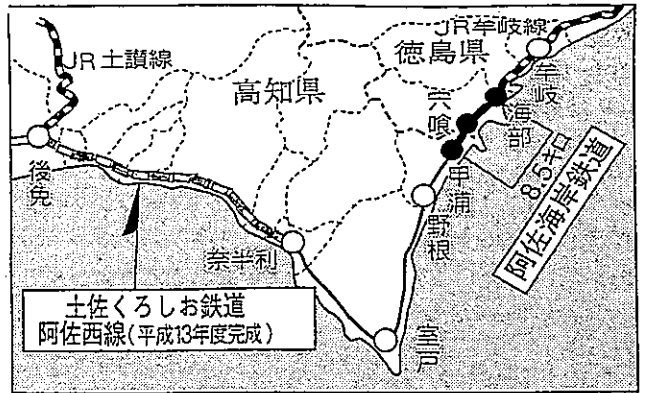
月を必要とした。沿線の県民にとっては悲願の鉄道だった。

七〇年の紆余曲折 阿佐東線が施設予定鉄道路線となったのは、「鉄道施設法」が公布された大正十一年（一九二二）である。やっと昭和三十四年（一九五九）になって、牟岐―後免（高知県南国市）間が工事線に採択された。

さらに四十年三月、牟岐―海南（海南町）間が工事实施計画の認可を得て、鉄建公団（日本鉄道建設公団）が工事に着手し、四十六年には海南―野根（東洋町野根）間が認可された。こうして牟岐―海部間が四十八年十月に完成、国鉄牟岐線として開業した。

引き続き四十九年四月、鉄建公団が海部―野根間の工事を開始、五十五年二月までに、レールは海部―穴喰間の六・一キロメートルがとなり、路盤工事は穴喰―甲浦間の二・一キロメートルまでほぼ終えた。

第三セクターで開業 ところが、「国鉄再建法」が施行されたことであつた。同法は全国八三の路線に、路線廃止か第三セクター化かの選択を迫った。もう一つ同法が再建策として打ち出したのが、建設中の新線を凍結することだった。対象となった新線の中に阿佐東線は含まれており、完成まで数年を残したまま凍結された。それ以来、県や関係自治体が検討を続け、七年を経て海部―甲浦間を第



(岸 積氏提供)

三セクター方式で開業させることになった。

第三セクター会社、阿佐海岸鉄道株式会社^③（社長・三木申三徳島県知事）が設立されたのは、六十三年九月。徳島・高知両県・海部郡六町・東洋町など両県の関係町村と銀行、地元農協などの企業、団体の計三三団体が出資して設立した。資本金は一億円

第四節 交通・通信・郵政

工事が再開されたのは、凍結から八年後の平成元年三月、そして同三年十月五日、最後のボルトを締めるレールの締結式が穴喰駅近くで開かれ、全線が繋がった。施設予定鉄道路線になってから七〇年。建設費は凍結されるまでに七五億円、工事再開後に一九億八〇〇万円。併せて九四億円を超える大工事だった。

存続に赤信号 阿佐海岸鉄道の利用客は、開業初年の四年度こそ約一七万六八〇〇人だったが、その後、減少の一途をたどっている。一日の乗客数も県が開業前にはじめていた七〇〇人を上回ったのは、スタート直後の三か月だけ。売り上げも初年度は六三五二万円を計上したが、その後は毎年、大きな赤字経営にあえいでいる。

沿線の過疎化に加え、モーターゼーションが住民の鉄道離れに拍車をかけた。全国に誕生した他の第三セクターと違って、阿佐海岸鉄道はそれまで走っていた鉄道を引き継ぐものではなく、完全な新線として生まれたというハンデイもある。沿線住民は開業への熱意はあったもののマイルールとして存続させる工夫はまだ育っていない。

また、実質的にはJR牟岐線の延長部分を担っているにすぎず、この距離ではイベント列車もやりにくい。隣の高知県では土佐くろし鉄道（阿佐西線）が平成十三年までに奈半利まで開通したが、阿佐海岸鉄道は、土佐くろしお鉄道とドッキングしてこそ「四国循環鉄道」として機能するものである。だが、平成十七年の時点では、存続への赤信号が目立つだけで、将来への明るい展望は開けていない。

第二節 労働運動の展開

五 橘湾石炭火力発電所計画と反対運動の発生

(一) 橘湾石炭火力発電所計画の浮上

前述のように、昭和四十八年（一九七三）五月に大阪製鋼（株）が辰巳立地を申し入れたが、同年十月には住友重機械工業（株）が橘湾に大型造船所を建設したいと地元伝えてきた。超大型船時代を迎え、一〇〇万トンドックの建造に対応した措置だった。市・県ともに、大型造船所計画に期待をかけ、橘湾工業開発の核として推

進することとなった。しかし、同計画は、石油ショックの影響によって中止に追い込まれ、昭和五十年（一九七五）九月に立地計画が中止された。そこで、県は「ポスト住重」対策として、翌五十一年四月からアメリカのダウケミカル社との交渉に入ったが、同社との交渉も、結局、昭和五十二年二月には中止となった。

このように昭和五十年代初めまでは、橘湾への誘致企業はなかなか決まらず、その工業開発は行き詰まりをみせていたが、昭和五十四年（一九七九）になると石炭火力発電所の立地がもちあがった。石炭火電は、伸び続ける電力需要に対応するために、石油依存からの脱却をめざし、電源資源の多様性を図るといふ政府のエネルギー政策によって推進されており、それにもとづき、電源開発が橘湾を有力候補地のひとつとして検討しはじめていたのである。工業開発拠点である橘湾への企業誘致のために、昭和三十年代半ばから多額の先行投資を行っていた阿南市や徳島県にとって、石炭火電の立地は願ってもないものであった。また、建設主体の電源開発は、昭和二十七年（一九五二）二月に「電源開発促進法」に基づき政府が設立した会社（特殊法人、平成十六年に完全民営化）で、電力の安定供給のため、全国に大規模な水力発電所や火力発電所を建設していた。さらに、阿南市や阿南商工会議所など市の経済界には、立地に伴う電源三法交付金や総投資額約一兆円の波及効果などから、火電を地域活性化の切り札にしたいとの期待があった。

県から橘湾石炭火電の計画の打診を得ていた吉原阿南市長は、昭和五十四年（一九七九）八月に電源開発の東京本社を県の担当者らと訪問し、同社幹部に立地促進の前向きな発言をし、十一月五日に市長の私的諮問機関である阿南市産業振興懇話会（昭和五十二年、市長経験者をはじめ、阿南商工会議所ら三〇名によって発足、会長沢田元市長）を開催し、橘湾の企業誘致は、現時点で一般業種は困難であり、エネルギー関連業種の選択が必要

第四章 阿南市の社会変化

となると報告し、各委員に協力を求めた。すでに同委員会メンバーは、阿南市の担当者とともに、同月末に電源開発の横浜磯子石炭火電などを視察し、十二月に市長と議長あてに、立地可能性のあるエネルギー関連業種の誘致に踏み切るよう意見書を出したのである。また、十一月三十日に東京、十二月一日に大阪で開催された県企業誘致促進懇談会を受けて、十二月には県議会と阿南市議会で「橘湾へは国策に沿ったエネルギー関連業種の立地にまず取り組む」と武市知事および市長から所信表明がなされた。⁽⁵¹⁾

昭和五十四年（一九七九）十二月二十一日に阿南市長および市議会正副議長らは、電源開発に対して、橘湾地域への石炭火力発電所立地調査の検討を申し入れた。⁽⁵²⁾ また、県と阿南市は四国電力に対し、石炭またはLNG（液化天然ガス）火力発電所の立地検討を申し入れている。⁽⁵³⁾

こうして、石炭火電誘致へと方針を定めた阿南市と県は、昭和五十五年（一九八〇）一月よりその理解と協力を求めるために、各地で説明会を開催しはじめた。一月二十四日と二月五日には阿南市漁連、二月一日には阿南市老人会、二月七日には、徳島市で県商工会連合会の代表に、三月七日には阿南市周辺の八市町村長への説明会を開いた。さらに、八月下旬から九月にかけて、市長は、市議会のみならず県議会各派に対して石炭火電立地の協力依頼を行い、九月十七日に市議会において、電源開発との非公式接触を行っている旨の報告をした。九月二十七日には阿南市議会石炭火力発電所調査特別委員会が設置された。また、この間、市長は八月十五日、知事と電源開発本社を訪問し、立地を要請した。⁽⁵⁴⁾ 十月八日には阿南市長が、十三日には武市知事が電源開発本社を訪問し、正式に立地を申し入れた。これにこたえ十六日には、両角電源開発総裁が来県し、阿南市をはじめ県・県議会を訪ね、十月からの予備調査着手の申し入れを行った。

立地推進に取り組む市長は、昭和五十六年一月からは農協・商工会議所・青年会議所など市内の各種団体との会合を重ねるなどして、協力要請を行った。三月には阿南市の七漁協を訪問し、五月から六月にかけて橘湾周辺の八地区で現地説明会を開催した。また、昭和五十五年から翌五十六年にかけて、阿南市の広報誌『広報あなん』には、「橘湾工業開発決断のとき」と題して、石炭火電誘致推進のための記事が連載され、市民に向けて、理解と協力を求めた。

(二) 県・市協調による火電推進と「守る会」の結成

昭和五十六年九月、県知事選の結果、武市知事を破り三木中三知事が誕生した。同知事は、初当選後には公害問題に関して住民の理解が難しいとの懸念から石炭火電に消極的だったが、翌五十七年に入ると、立地推進の姿勢に転じた。阿南市では市長を中心に、電源開発が予備調査を早期に終了し、立地前提の環境影響調査に着手してもらうために地元の誘致態勢づくりを積極的に推し進めた。五十七年一月十八日に開催された市産業振興懇談会では、「橘湾への石炭火電の立地は、公害防止に慎重に取り組み、住民意志を十分くみ上げて促進を図るべきだ」との意見集約が行われた。⁽⁵⁵⁾

こうした阿南市の積極的な推進の動きを受けて、三木知事は、四月二十七日に県幹部らと阿南市を訪ね、市議会議員と初めて懇談した。ここでは、石炭火電の立地と、四国電力阿南発電所の排煙脱硝装置の設置が話題の中心となったが（『広報あなん』二八九号）、市議会の意思決定と環境が整えば、誘致を前向きに行うことを約束した。しかし、前日の二十六日には阿南市民会館で住民や労組員二〇〇人が集まり、阿南市の公害を訴える住民団体や労組員らが「公害から阿南市民を守る会（以下「守る会」）」を組織した。会長には阿南市公害対策審議会

第四章 阿南市の社会変化

副会長や市産業振興懇話会のメンバーでもある西条菊市を選び、四国電力阿南火力発電所に排煙脱硝装置を設置させ、石炭火電の誘致阻止を訴え「われわれは市民の健康と汚染のない環境を守るため、県・市に対して断固として要求貫徹の行動を起こそう」との大会決議を行った。⁽⁵⁸⁾

その後、県・市・電源開発の間で石炭火力発電所立地に向けた交渉や話し合いがもたれ、県労評や阿南商工会議所・県漁連会長・阿南市漁連など関係団体への協力依頼が行われた。こうして、六月七日開会された阿南市議会において、橘湾への石炭火電の誘致について、市長は「電源開発から早期に予備調査結果の報告と環境影響調査の申し入れがあると確信する。産業界の設備投資意欲が減退しているなかで、今は石炭火電の立地しなく、市内各層にも誘致に積極的な意見が強い。議会の協力をお願いしたい」との所信表明を行った。市議会へは、富岡商店街連盟など商工関係団体を中心とした市内二二団体から石炭火電の誘致を求める請願書が提出されていた。さらに、六月十四日開催された阿南市議会石炭火力発電所調査特別委員会では、阿南商工会議所・橘町農協など三四団体から提出されている「活気ある阿南市づくりのためには、石炭火電の誘致しかない」との諸願を採択し、六月二十三日の阿南市議会本会議でも、先の委員会で可決されたと同様の環境影響調査に関する決議を可決した。これを受けて、六月二十四日に阿南市長や副知事は、電源開発東京本社に両角総裁を訪問し、市長と市議会議長の連名で総裁あてに「予備調査の結果報告と環境影響調査の早期実施」の要望書を提出し、協力を依頼した。同日、阿南市は土井助役らが知事を訪問し、橘湾への石炭火電の立地推進についての要望書を手渡し、協力を依頼した。⁽⁵⁹⁾

一方、「公害から阿南市民を守る会」は代表者ら約一〇人が、阿南市長らの訪問する前の六月二十二日午前、電源開発本社を訪れ、同会が「かねてから石油工業、原子力発電など公害企業の立地を積極的に阻止してきたが、今回の石炭火電はそれ以上の公害企業であると認識し、絶対これを阻止しなければならないと判断している。」「市行政の意見のみでなく広く市民の声を聴いてもらいたい。」といった内容の「石炭火力発電所立地断念申入書」を総裁あてに手渡した。さらに、同会メンバーは同日午後、環境庁長官を訪ね「阿南市橘湾埋立に反対する陳情書」を提出した。⁽⁶⁰⁾

(三) 環境影響調査と反対運動

昭和五十七年（一九八二）六月二十五日、定例県議会において知事が、「厳しい昨今の経済情勢を踏まえ、阿南市と協力し、公害に不安を持つ地元の方々にも配慮しつつ、環境保全に万全を期して石炭火電の立地に取り組みたい」と表明し、石炭火電立地を積極的に進める意向を示した。その後、知事は七月十日に阿南市産業振興懇話会に出席して、電源開発を訪問して予備調査の結果報告と環境影響調査の実施を求める旨説明し、市長と意見交換した。知事は、七月十三日に電源開発本社に総裁を訪ね、石炭火力発電所に係る調査協力を文書で正式に申し入れ、県としては阿南市の意向をふまえ、同市と協力して積極的に取り組むこと、電源開発の環境影響調査の結果きれいな環境が守れるなら立地を推進する方針であることを伝えている。⁽⁶¹⁾

こうした阿南市と県の要望を受け入れて、七月二十日両角電源開発総裁が予備調査の報告と環境影響調査の申し入れのために阿南市を訪れた。しかし、市役所前では、「守る会」の会員約五〇人が「石炭火電反対、環境影響調査実施反対、モロズミ帰れの三本のむしろ旗を立てての抗議行動」を行い、総裁への意見を申し入れた。そこで急遽、市議会で総裁と「守る会」の話し合いが行われることになり、その場で同会から「石炭火電は公害企

第四章 阿南市の社会変化

業であり阿南市の環境がさらに悪化する恐れが十分ある。立地につながる環境影響調査には絶対反対する」との申し入れがなされた。これに対し、総裁は環境問題への要望は真摯に受けとめるが「当社は公害対策に自信を持っており」、住民の「支援が得られる方向で建設を進めたい」と答えた。その後、両角総裁は市長との会談に入り、総裁から市長あてに予備調査の結果が報告され、「橋湾火力発電所（仮称）計画に係る環境影響調査」実施の正式な申し入れがなされた。⁽⁶⁵⁾さらに、同総裁は県庁を訪ね、知事にも同様の申し入れを行った。

こうして、環境影響調査の申し入れを受けた阿南市・県・電源開発は、環境影響調査の実施に向けて理解と協力を得るため、九月九日から十月八日にかけて一四日間の日程で、地域住民のみならず、関係する阿南市漁連七漁協や那賀川漁連・漁協をはじめ、小松島市ほか周辺の八市町に対して調査内容に関する説明会を計画した。しかし、この住民説明会の実施についても「守る会」は反対し、九月七日に同会長ら約四〇〇人が二〇〇〇人余りの石炭火電反対署名を持って、阿南市役所に吉原市長を訪ね、九日から始まる環境影響調査の説明会の中止を求めた。しかし、市長はできるだけ多くの住民の理解を深めるために説明会は予定通り行い、調査した上で公害対策に取り組みと答えたため、「守る会」はさらなる反対署名を集めて、あくまで石炭火電の立地に反対するとの姿勢を示し、話し合いは平行線のまま終わった。⁽⁶⁶⁾

こうして説明会は当初の予定どおり、九月九日午前の橋漁協での橋東地域説明会を皮切りにスタートした。午前の漁協役員への説明後、同夜には住民説明会が開かれ、約八〇人が参加し、市長が「市の発展のため支援、協力」を依頼した。質疑応答では、公害対策や反対署名についての質問が出た。このように阿南市内二〇地区で開かれた地元住民への説明会の出席者は約一四〇〇人に達した。そこでの質疑には、大気環境の保全に対する行政

の姿勢や公害防止の具体策について問う者もあり、また発電所立地に明確に反対する意見が出されるなどしたが、一方で現在の「沈滞した景気を盛り返すには企業誘致しかない」ので、早く環境影響調査を実施して欲しいという協力的な意見も出された。⁽⁶⁷⁾こうした地域説明会の実施とそこで得られた住民の意向などをふまえ、十月三十日に、阿南市長は市議会副議長、県幹部らと電源開発東京本社を訪問して、環境影響調査の早期実施を正式に要望したのである。⁽⁶⁸⁾

この三十日の吉原阿南市長らの訪問に先だって、前日二十九日には、「守る会」の会長ら約二五人が阿南市に佐藤助役を訪ね、石炭火電立地の前提となる環境影響調査の実施に対して「実力阻止も辞さない」と抗議し、石炭火電に反対する地域住民との対話集会の開催を要求した。さらに「守る会」の代表ら九人は、十一月二日に電源開発本社を訪問し、「二〇〇〇人の反対署名という住民の意志を無視して環境影響調査を実施するのであれば実力阻止せざるを得ない。早急に対話集会を開いてもらいたい」などと要求した。このように、立地を前提とした環境影響調査の実施が日程にのぼるなかで、反対運動も熱を帯びてきたのである。⁽⁶⁹⁾

(四) 橋湾調査所開設と反対運動の高揚

昭和五十七年（一九八二）十一月三十日に、「守る会」の代表ら約五〇人が阿南市の土井助役を訪ね、対話集会の要請を無視して、翌十二月一日に電源開発株式会社四国支社橋湾火力調査所の開設が予定されたことに抗議し、対話集会が開かれるまで調査所開設の延期を要求し、調査所開設は断固阻止するとの声明を伝えた。しかし、翌十二月一日に予定通り電源開発は、阿南市橋町豊浜に調査所を開設したため、「守る会」の約四〇人は、朝からむしろ旗を押し立てて鉢巻き姿で調査所へ詰めかけ、電源開発職員が止めるのを無視して調査所へ上がり込み抗

第四章 阿南市の社会変化

議を行い、対話集会開催を要求した。翌二日にも「守る会」が調査所へ抗議に訪れ、さらに三日、七日にも会長ら約二〇人が調査所を訪れ話し合いがもたれたが、住民は対話集会を開くまで実務を凍結すべきだと、強く要求した。さらに、十二日には橘地区代表ら約三五人が調査所を訪れ、対話集会を開くまでの実務凍結を迫っている。このように反対派による調査所への抗議活動が長引き、実務が滞るなかで、電源開発側も「守る会」などの住民が問題とする公害への懸念に応じる姿勢を見せ、県・市と相談の上、対話集会開催が模索され始めた。⁽⁶⁾

しかし、こうした動きに対して、阿南商工会議所は十二月十二日、市民会館で定期全員大会を開き、「石炭火電の立地に伴う環境影響調査の実施促進」の大会決議を採択し、反対派の動きを批判した。さらに、十四日には阿南商工会議所など阿南市内二九の商工関係団体代表が、市長・市議会議長を訪問し、石炭火電の立地実現のため、環境影響調査を早期に着手できるように市と市議会が確固たる姿勢で対応することを求めた。二十五日には、阿南市議会議長と石炭火力発電所調査特別委員会九委員が調査所を訪問し、市議会として援助することを約束した。⁽⁶⁾

その後、調査所と「守る会」の対話集会をめぐる問題は、翌五十八年一月から二月にかけて県・市の担当者も出席して両者の折衝が続いたが、この間、二月二十四日には、阿南市議会の革新クラブ市議らが「住みよい阿南をつくる市民の会」を結成し、午後六時から市社会福祉会館に約二〇〇人が参加して結成大会を開いた。同会は、石炭火電を誘致の是非を決めるためには、環境影響調査が必要だとし、窮迫している市財政の再建と労働者の雇用安定のために、公害防止ができるなら立地を推進したいとし、環境影響調査を阻止しようとする「守る会」の行動を批判したのである。三月十八日の市議会最終日には、四月からの環境影響調査の実現をめざし、その実施を推進するよう強く要請する旨の決議案が採択された。同月十四日に開催された県議会開催特別委員会でも、阿

南商工会議所から提出されていた環境影響調査促進の陳情が採択された。また、二月には周辺地域の各種団体や代表者に対して広島県竹原市で操業中の竹原火力発電所の視察が実施された。⁽⁶⁾

こうしたなかで「守る会」と県・市・電源開発との話し合いは、昭和五十八年二月二十八日から七月二十九日までの間に一七回行われた。そのなかで「守る会」は、県によって阿南地域の硫黄酸化物(SO_x)の総量規制目標値とされた二二〇N_m³/H(ノルマル立方メートル毎時≡温度が〇℃、圧力が一気圧の状態に換算した時間あたりの気体の排出量などを表す単位)の科学的根拠をめぐる問題や鼻炎調査をめぐって激しいやりとりが行われた。また、三月十八日の話し合いでは、県が三月二十日以降、業務自粛解除を連絡したことが報告されたのを契機に、「守る会」は三月二十四日から土曜と日曜を除き毎日、約二〇から三〇人が調査所で座り込みを始めた。六月四日からは、小勝島など橘湾周辺二五か所で大気観測調査が開始された。そのため、座り込みを続けても効果が薄くなったと判断した「守る会」は、対話集会での本格的な公害闘争を行う方針に転換し、七月二十九日の橘町公民館で行われた県・市と「守る会」との話し合いで、昭和五十八年(一九八三)八月から、月一回の予定で定期的に対話集会を行うことに合意し、次のような覚書を交わし、約一三〇日間続けた座り込みを中止したのである。こうして激しい火電反対運動を行ってきた「守る会」は公害防止を条件に火電建設を認めたのである。⁽⁷⁾

「覚書」

一、県は、阿南地域の硫黄酸化物の総排出量については、二二〇N_m³/Hを当面、行政の努力目標としているが、今後、地域の環境を良好に保全するため、総合的かつ科学的な阿南地域の大气汚染将来予測調査を実施し、その結果に基づいて

第四章 阿南市の社会変化

地域住民の健康を保護し、生活環境の保全に努める。

なお、阿南地域の大气汚染将来予測調査の結果については、地域住民に説明し理解を得るよう努力するものとする。
二、鼻炎については、調査内容、方法、対象者、実施時期等について十分検討し、関係機関とも協議した上で過去の調査資料と今後の実態調査をする。

三、今後、公害問題と関連する諸問題については、県・市・電発・公害から阿南市を守る会は、定期的に誠意をもって話し合うものとする。

昭和五十八年七月二十九日

徳島県理事 吉本純三

阿南市助役 佐藤芳春

公害から阿南市民を守る会会長 西条菊市⁽⁷¹⁾

(五) 漁協との交渉と海域環境調査の開始

昭和五十八年七月十五日には市産振懇が阿南市福祉会館で開かれ、市長や調査所長ら約五〇人が出席し、橘湾への石炭火電の立地について意見交換が行われた。六月四日から開始された環境影響調査の現況が説明され、各委員から早期着工の要望などが出された。しかし、石炭火電の規模が確定しないため、埋め立て計画の二八〇ヘクタールの内どれだけになるか未定であり、調査終了段階で計画が詰められること、地域の環境保全が前提となることなどが説明された。⁽⁷²⁾

なお、五十八年一月から電源開発の橘湾および周辺海域で実施する海域環境調査に関連する阿南市漁連七漁協および中部海域の徳島市漁協・小松島市の小松島・和田島漁協・那賀川町の今津漁協の四漁協の同意と協力を得るために、県・市・電源開発は各漁協および県漁連との交渉が行われた。中部海域関係の漁協は反対が強く、交

渉が難航したが、七月三十日には知事と県漁連会長、四漁協の代表との会合がなされたのをはじめ八月にかけて交渉がなされ、県による水産振興公害対策基金への出資・増額などを条件に、海域環境調査が了承された。⁽⁷³⁾

橘湾の漁業補償は、四十八年十二月に妥結していたが、そのなかで県が一万七五〇〇坪の土地を造成し漁協に譲渡する約束が、二度にわたる履行期限の変更をするなどして、一〇年近く経過しながら、未解決のままとなっていた。石炭火電建設にとつては当然ながら地元漁協の協力が不可欠であるため、県は五十八年二月ころから橘町漁協と当該問題に関する話し合いをはじめた。阿南市長の提案したあっせん案をもとに、六月下旬に、県と橘町漁協は、一万七五〇〇坪の覚書の履行期限の延長措置について合意した。合意事項は、橘町豊浜埋め立て地二〇〇〇坪を漁協へ管理委託する、漁協が実施する漁業振興事業に協力する、覚書の履行を、橘湾小勝後戸地区工業用地の造成工事に着手するまで延期するものとし、その間、漁協に一億円を預託し、この利息を漁業振興、組合員の福利厚生に充てる措置を行うことで合意した。この点に関しては、県議会でも漁協が自由に使える金を無利子で貸し付けるのは適当でないとの反対意見も出されるなど政治問題化したが、預託金の利子を先行投資とみなし、今後、橘湾へ立地する企業に負担させること、全額県に返還することなどを明確化し、決着した。このように一連の漁協との交渉を経て、昭和五十八年八月三十一日に、電源開発は地元漁協の漁船一七隻をチャーターして、係員約五〇人による海域環境調査を開始した。⁽⁷⁴⁾

(六) 「守る会」との対話集会

前述のように、昭和五十八年（一九八三）七月二十九日に交わした覚書により、「守る会」と県・市との第一回対話集会が五十八年八月二十四日に阿南市橘町公民館で開催された。その後、九月二十九日、十月二十八日、

第四章 阿南市の社会変化

十一月二十八日と同年内に四回の対話集会がもたれた。さらに五十九年度には計八回の対話集会が開催され、二回の集会に「守る会」からは延べ一九三人が参加した。これら一連の集会において中心的なテーマとなったのは、硫黄酸化物に関する問題と鼻炎の罹患率と大気汚染の関連についてであり、とくに学校生徒の鼻炎の調査を強く要求した。⁽⁷⁵⁾

そのため、県の商工労働部が主体となり、県教育委員会・阿南市・同教育委員会の協力のもと、阿南市および徳島市の耳鼻咽喉科専門医九人に依頼し、市内小・中・高等学校の生徒約三〇〇〇人を対象に昭和五十九年度の各学校の定期検診にあわせて「鼻炎およびその他耳鼻咽喉頭疾患の罹患状況」の調査を実施することになった。専門医三人ずつが分担して日本耳鼻咽喉科学会保健委員会の身体検査診断基準に則り、さらに各児童・生徒の間診表を併用した上で、検診を行った。それを、海部郡海南町および徳島市の児童・生徒の鼻炎検診と比較検討した結果、三地区区間の鼻炎有症率には有意差は認められず、また、鼻鏡所見についても顕著な差は認められなかった。県は、この調査結果を十二月十日県議会経済委員会に報告し、十二月二十六日には「守る会」との第一二回対話集会で報告した。⁽⁷⁶⁾

昭和六十年に入って、「守る会」との対話集会は二月十二日、三月一日に開かれ、六十年度も適時開くことを了承したが、話し合いの内容は同じことの繰り返しに終始し、お互いの意見も平行線をたどることが多かった。そして、「守る会」の出席者も一〇人以下となってきた。話し合いも進展することなく低調に推移したのである。⁽⁷⁷⁾このように、石炭火電立地に向けて環境影響調査や「守る会」との対話集会が進むなかで、五十八年前後から電力の需要が落ち込み始め、各地の電源開発、発電所計画も当初計画より遅れ始めていた。その影響は橋湾火電に

も及び、立地先送りの懸念が出てきた。そこで、立地促進に向けて、県・市の協力のもとに、とくに県は資源エネルギー庁や橋湾港湾計画を改定する必要から運輸省などの行政機関をはじめ、電源開発や四国電力・関西電力などの電力会社など企業に向き、早期着工の陳情を繰り返した。しかし、なかでも四国電力は電力需要が落ち込んでいる現状と本計画を電源開発が主導していることで、消極姿勢をとっていたため、知事が直接要望に出向くなど、県は働きかけを強めた。

(七) 立地の決定と石炭火電建設反対運動

県・阿南市・関係者の政府への立地推進の働きかけが功を奏して、平成元年（一九八九）七月三十一日には、石炭火電立地計画を組み入れた橋湾港湾計画改定案が国の港湾審議会計画部会で原案通り承認され、計画実現へと一歩前進した。⁽⁷⁸⁾さらに、平成二年（一九九〇）十二月の西日本の電力会社の社長会において、橋湾の石炭火力発電所が、開発規模二八〇キロワットで電源開発（本社東京）と四国電力が共同開発し、平成十三年（二〇〇一）までに運転を開始することが決定した。同年十二月十七日、両社が徳島県と阿南市に、立地協力を依頼した。石炭火電の立地が急速に具体化するなかで、県は平成三年六月に県橋湾石炭火力発電所立地推進本部、八月には県橋湾石炭火力発電所立地懇話会を設置した。翌四年四月には県商工労働部に橋湾開発室を設置した。また、同年九月十二日には県阿南合同庁舎で阿南市内七漁協の役員を対象に、火電に関する初めての地元説明会が開催された。そこで知事は各漁協に立地協力を求めるとともに、昭和四十八年に住友重機の大型造船所誘致に伴い各漁協と結んだ漁業補償協定は有効との見解を示した。⁽⁷⁹⁾

このように火電の立地実現が目前に迫るなかで、阿南市内の住民による反対運動がほとんど見られなくなつて

第四章 阿南市の社会変化

いたが、阿南市外において、立地に伴う公害や環境汚染の発生を危惧する市民団体による立地反対運動が開始された。徳島市内では、「橋湾の巨大石炭火電に反対する会」など環境保護運動のグループが活発な活動に乗り出した。この「反対する会」は県に質問状を出し火電に反対する一方、全国の市民グループや労働団体へ呼びかけて、約一三〇団体から火電反対の署名を集めた。また、平成四年六月には同会員の主婦が阿南市内で「子供と未来の会」を組織し、環境庁長官宛の反対はがきを配布するなどの活動を通して反対運動を開始した。⁽⁸⁹⁾また、立地反対の「生活協同組合ふれあいコープ徳島」は、平成四年十一月から翌五年二月までの六か月間で、街頭で六一三〇人分の署名を集め、二月十八日に徳永美智子理事長ら代表二人が社会党国会議員の同行を受け環境庁を訪れた。同庁で署名簿を提出し、環境汚染防止の観点から計画中止を要請し、石炭灰処理に対する基本姿勢をただした。⁽⁹⁰⁾

ところで、電源開発と四国電力は、電源開発が昭和五十八年に実施した環境調査データが古くなったとして、平成三年四月から一年間、環境現況補足調査を実施した。同調査から、火電立地が大气汚染や排水が海洋に与える影響などはほとんどないと予測されるとし、平成五年六月二十三日に両社の社長が県と阿南市を訪ね、通産省に出した環境影響調査（環境リポート）を提出し、立地への協力を依頼した。そうした要請を受けて野村靖阿南市長をはじめ市・阿南市議会・阿南商工会議所の代表一三人は、九月二十九日に資源エネルギー庁・環境庁・運輸省を訪ね、石炭火電立地と公共用地造成の実現を要望した。十月十五日に県は、環境リポートの環境保全・公害防止策は「おおむね妥当」とし、さらに二四項目にわたる環境保全策を要求した知事意見をまとめ、電源開発と四国電力に通知した。両社は十一月二日に、この要求を受け入れ、「最高水準の環境保全策」を実施し、地球

温暖化の原因とされる二酸化炭素の抑制につながる技術の開発、実用化に努める旨の回答を県に提出した。⁽⁹¹⁾

こうした行政を中心とした推進の動きに対して、平成五年八月三十日には、「橋湾石炭火力発電所建設・立地計画の中止を求める連絡会」が徳島市内で結成された。徳島大学教授らが呼びかけ人となり、趣旨に賛同する阿南・徳島両市民ら四〇人が参加し、石炭火電立地は公害をもたらすだけで、経済効果がないとし、立地断念に向けて、市町村議会に立地計画の中止を求める請願書を提出するなどの活動方針を決めた。また、環境リポートを「おおむね妥当」とし「知事意見」が出された十月十五日には、建設に反対している「子供と未来の会」・「橋湾の巨大石炭火電に反対する会」・「阿波景勝第一の橋湾の埋立に反対し巨大石炭火電に反対する医師の会」・「生活協同組合ふれあいコープ徳島」の四団体の市民グループが知事に抗議文を提出、再度計画の凍結を求めた。また、この四団体は「反対署名実行委員会」を組織し、平成五年十二月三日に街頭などで集めた約二〇〇〇人分の反対署名を県に提出し、計画の凍結と環境影響調査のやり直しを求めた。これまでに県に寄せられた反対署名は同実行委員会によるものが七四六六八人分、「中止を求める連絡会」が集めたのが四二六八八人分で、合計一万一七三四人分に達した。さらに、十二月十三日に「子供と未来の会」は、橋町の住民らと連名で「橋湾石炭火電計画への要望書」を市に提出し、「市民の健康バロメーターとしての継続した健康調査の実施」・「市民側から選出した有識者による公害審議会の結成と公開討論会の開催」などを要求した。同日、富岡公民館で住民側二五人、市からは助役らが出席し、住民側から建設反対などの意見が出され、公害問題への対応を求める陳情が行われた。⁽⁹²⁾

第四章 阿南市の社会変化

六 石炭火力発電所の着工

平成七年（一九九五）に橘湾の石炭火力発電所の建設が着工された。小勝島陸上部と同島西側埋め立て地合わせて約六四ヘクタールが造成され、発電設備等を含め電源開発は五五〇〇億円、四国電力は二二〇〇億円の合計七六〇〇億円が投資された。⁽⁸⁴⁾

同発電所の環境対策については、平成七年（一九九五）二月、両社と阿南市・県との間で環境保全協定が締結され、それに基づき排出ガス中の硫黄酸化物と窒素酸化物の排出量、排出濃度、排出中のCOD（化学的酸素要求量）など一九項目で基準値を設定し、両社は毎月、前月分のデータを県・阿南市に報告することになった。この点に関し、平成十年に「橘湾の巨大石炭火力電に反対する会」（渡辺厚子代表）は、全国の市民グループと連携して「火力発電所問題全国連絡会」（事務局・広島県芸南地区火電阻止連絡協議会）を設立し、資源エネルギー庁などに橘発電所の建設反対を申し入れた。しかし、着工してからは、大きな問題もなく順調に工事、試運転が進められてきた。

同発電所は、四国電力の発電機（出力七〇万キロワット）と、電源開発の一、二号機（同各一〇五万キロワット）の三基、排出力二八〇万キロワットで構成されているが、平成十二年六月には四国電力の発電機が、同七月には電源開発一号機が営業運転を始め、二号機が十二月十五日に営業運転を開始した。このフル稼働によって、石炭火電としては長崎県の松浦石炭火力発電所（二七〇万キロワット）を抜き国内最大規模となった。また、電

源開発の発電施設は西日本の広域電源として計画されたもので、一、二号機合わせた二二〇万キロワットのうち、関西電力には一四〇万キロワット、中国、四国両電力にそれぞれ三〇万キロワット、九州電力に一〇万キロワットが売電される。阿南市にはすでに橘町幸野に四国電力阿南発電所（石油火力、一二五万キロワット）が立地されており、この石炭火力発電所と合わせて、阿南市は中国・四国・九州地域で最大のエネルギー供給都市となったのである。⁽⁸⁵⁾

ところで、平成十二年の営業運転開始後から一年経た平成十三年まで、排出ガス中の硫黄酸化物、窒素酸化物の排出濃度などは低い水準で推移しており、大気への影響もほとんどみられなかった。排煙脱硝装置など環境対策に最新の機器を導入しており、また使用する石炭も硫黄分や窒素分の少ないものを利用しており、協定値を下回る状態が続いていたのである。しかし、計画当初は問題視されず、平成九年の地球温暖化防止京都会議の開催を契機に、地球温暖化の原因とされ大きくクローズアップされた二酸化炭素（CO₂）については、熱効率を上げても、現在の技術レベルで排出量を大幅に抑制することは難しいとされる。橘湾石炭火電からの二酸化炭素（CO₂）排出量は国内総排出量の一パーセントに達すると推計されており、その抑制策が大きな課題となっている。今後も環境対策に万全を期し、住民の不安が起らないような取り組みと、住民への積極的な情報公開の姿勢が必要とされている。

第二節 労働運動の展開

注(1) 「平成三年度 徳島県労働組合名簿」徳島県労政事務局 九―一ページ
注(2) 注(1)に同じ 一一―ページ